

## 豊橋市 PFI 推進会議設置要綱

(設置目的)

第1条 豊橋市における PFI に関する取り組みを全庁的に推進するために「豊橋市 PFI 推進会議」(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 豊橋市の PFI に関するガイドラインを作成すること。
- (2) 各部局における PFI の取り組みを推進すること。
- (3) その他 PFI に関すること。

(推進会議)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織し、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 推進会議に顧問を置き、その助言を求めることができる。
- 3 会長は、推進会議を招集し、会務を総理する。
- 4 会長が必要と認めるときは、外部の者の意見を聴くことができる。

(部会)

第4条 推進会議に、別表2に掲げる職にある者をもって構成する総合調整部会を設置し、次の事項を所掌する。

- (1) 推進会議が必要とする事項の調査検討を行う。
- (2) PFI に関する総合的な調整を行う。
- 2 会長が必要と認めるときは、別に部会を設置することができる。

(事務局)

第5条 推進会議の事務を処理するために事務局を置く。

- 2 推進会議の事務は、財務部公共施設再編室が担当する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(別表1)  
豊橋市 PFI 推進会議委員名簿

区 分	職 名
会 長	財 務 部 長
委 員	総 務 部 長
委 員	企 画 部 長
委 員	建 設 部 長
委 員	都 市 計 画 部 長

(別表2)  
総合調整部会員名簿

区 分	職 名
部会長	公 共 施 設 再 編 室 長
会 員	財 政 課 長
会 員	契 約 検 査 課 長
会 員	政 策 企 画 課 長
会 員	建 築 課 長
会 員	都 市 計 画 課 長